

排出抑制及び再使用の推進について

現状・問題点

循環型社会形成推進基本法において、廃棄物の処理に際しては、発生抑制、再使用を最も優先すべきであることが明記されている。

しかしながら、各主体による取組は一定程度進んできているものの、家庭から排出される容器包装廃棄物及び当該廃棄物を含む一般廃棄物の総量については、必ずしも十分な減量効果が見られていない。

検討課題

各主体が、家庭から排出される容器包装廃棄物の排出抑制・再使用を進めるためには、具体的にどのような対策が必要か。

具体的な対策の方向

「循環型社会形成推進地域計画」における容器包装廃棄物に係る排出抑制及び再使用に係る施策について

現状・問題点

三位一体改革を受け、従来の廃棄物処理施設に対する補助金が廃止され、循環型社会形成推進交付金が創設された。当該交付金の申請に際しては、廃棄物の排出抑制・再使用等の取組を盛り込んだ循環型社会形成に関する地域計画を策定することとなっている（資料 4 の 1）。

対応の方向

循環型社会形成推進に関する地域計画の策定に際し、一般廃棄物の排出抑制・再使用等の推進に係る具体的な方策（普及啓発・環境教育の更なる推進等）等が位置付けられることとされており、容器包装廃棄物の排出抑制・再使用等の推進に係る具体的な方策等についても、当該計画に位置付け、取組を進めていく。

検討課題

容器包装廃棄物の排出抑制・再使用に係る施策を位置付けた循環型社会形成推進に関する地域計画の策定及び実施を早期に定着させるべきではないか。

市町村による家庭ごみの有料化を活用して、容器包装廃棄物の排出抑制・再使用の促進を図ることが必要ではないか。

現状・問題点

家庭から排出される容器包装廃棄物及び当該廃棄物を含む一般廃棄物の総量について

は、必ずしも十分な減量効果が見られていない。

このような現状も踏まえ、本年2月に中央環境審議会から意見具申が出され、一般廃棄物の排出量を抑制するため、「国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる」との報告がなされた（資料4の2）。

また、廃棄物の排出量の削減に当たり、消費者の責任が現状では十分でなく、経済的な負担を課すこと等により、消費者がより厳しい責任を負うべきとの意見も多い。

対応の方向

市町村における家庭ごみの有料化に際し、容器包装廃棄物の排出抑制・再使用が促進されるような仕組みを検討し、普及させることが必要ではないか。

検討課題

家庭から排出される一般廃棄物の有料化は推進すべきと考えられるが、容器包装廃棄物の有料化についてどのように考えるか。

容器包装廃棄物の有料化が導入された場合、容器包装廃棄物とそれ以外の一般廃棄物で額に差をつけることが適切か。

市町村によるリターナブル瓶の分別収集の推進は有効か。

現状・問題点

リターナブル瓶の普及は、容器包装廃棄物の排出抑制・再使用に有効であるが、現在、再使用可能なリターナブル瓶については、分別基準適合物に位置付けられておらず、また、市町村の分別収集体制が十分整っていないこともあり、市町村による分別収集が十分進んでいない状況（資料4の3）。

対応の方向

リターナブル瓶を分別基準適合物に位置付け、市町村による分別収集の促進を図り、リユース対策を進めていくことが有効ではないか。

検討課題

市町村がリターナブル瓶を分別回収する場合の費用対効果はどの程度か。

市町村によるリターナブル瓶の分別収集を推進するための方法として、どのような対策が考えられるか。

分別回収の対象となるリターナブル瓶として、どのようなものが適切か（ビール瓶、一升瓶、その他）。

排出抑制対策として、拡大生産者責任の観点から、市町村及び事業者の責任範囲の見直しが必要ではないか。

資料3「分別収集のあり方について」

1. 市町村及び事業者の責任範囲の見直し 参照

飲料容器に係るデポジット制度は有効か。

現状・問題点

リターナブル容器の活用は未だ十分ではなく、経済的手法なども活用して、リユースを推進することが必要ではないか。

対応の方向

飲料容器等にデポジット制を導入し、例えば、ワンウェイ容器にリターナブル容器よりも高額なデポジットを上乗せし、ワンウェイ容器の排出抑制及びリターナブル瓶の回収促進を図ることは有効か。

また、事業者におけるリターナブル瓶の回収目標率を設定し、目標を達成できなかった場合にデポジット制度を導入するべき、という意見もある。

検討課題

このようなデポジット制度の導入により、リターナブル容器の利用促進を図ることができるか。

容器の収集体制については、現行の市町村によるステーション回収から店頭回収へと大きく転換されることとなるが、回収率等にどのような影響が生じると考えられるか。デポジット制度に係る回収コスト（小売店における回収負担増、保管場所の確保等）について、どう考えるか。

レジ袋等無料配布される容器包装に対する対策が必要ではないか。

現状・問題点

レジ袋等がその他の廃プラスチックに占める割合は大きく、レジ袋等の安易な配布・使用を抑制し、排出を削減することが喫緊の課題（資料4の4）。

対応の方向

例えば、スーパー等の小売店において無料配布しているレジ袋等に対して、無料配布を禁止する等の措置を講じることにより、買い物袋の持参を促進するなど、廃棄物の排出抑制を促すことが有効ではないか。

検討課題

レジ袋等の無料配布を法律等で規制することは法制的に可能か。

法律以外の施策（自主的取組の活用、国等による支援措置等）で措置することは可能か。

レジ袋等の無料配布を禁止した場合、容り法の対象から外れることになるが、どう

考えるか。

業種ごとの排出抑制等に係る基準の設定等による自主的取組の促進等は考えられないか。

現状・問題点

特定事業者による自主的な取組は進みつつあるが、業界・企業ごとに対策の進捗に差があるため、対策が十分進んでいない業界・企業における取組を促進するための対策が必要ではないか。

対応の方向

特定事業者による排出抑制・再使用に係る自主的取組をより普及促進するため、主務大臣が特定事業者の業種ごとに容器包装廃棄物の削減目標等に関する基準を設定するなど、事業者の自主的な取組を後押しするための仕組みが必要ではないか。

検討課題

施策の効果と事業者の負担との関係をどのように考えるか。

業種ごとの基準の厳しさに係る公平性等の観点踏まえた適切な基準設定が可能か。制度の対象となる特定事業者の範囲（事業者の規模等）をどう考えるか。

特定事業者の自主的取組に係る優遇措置を創設すべきではないか。

現状・問題点

特定事業者による自主的な取組は進みつつあるが、特に先進的な取組を行っている優良な事業者に対し、優遇措置を講じること等により一層の自主的取組を促すことが重要。

対応の方向

特定事業者による自主的取組のうち、排出抑制・再使用の推進のため特に有効であると考えられるものを行う特定事業者について、国による優良性の認定や再商品化委託費等の減免を行う等の優遇措置を講じることができないか。

検討課題

優遇事業者の選定方法（例：あらかじめ基準を設けて適合するかどうかを認定、基準は設定せず自主的取組の先進性等を判断基準として中環審のWGなどで一定数の事業者を選定 等）

基準を設ける場合、どのような基準内容（特に優れた取組としてどのようなものを基準に規定できるか）が適切か。

優遇措置のあり方（例：独立行政法人等による優良性の認定・標章制度の創設、再商品化委託費等の減免措置、コンテストや表彰制度 等）

事業者における自主協定の締結を推進することが必要ではないか。

現状・問題点

コーヒーショップ、ファストフード店等において使用されているワンウェイ容器が徐々にリターナブル容器に切り替わる等、環境保全に向けた自主的な取組が進んでいるが、このような動きを加速することで容器包装廃棄物の排出削減を図ることが重要ではないか（資料4の5）。

対応の方向

コーヒーショップ、ファストフード店等におけるリターナブル容器の使用等、容器包装廃棄物の排出抑制につながる取組を推進するため、当該業界団体内における各事業者間、又は業界団体（各事業者）と地方公共団体等との自主協定の締結を促進することが有効ではないか。

検討課題

協定締結の主体について、どう考えるか。

協定を締結した事業者に対する何らかの優遇措置は必要か、必要な場合はどのような措置が考えられるか。

自主回収認定基準の緩和が必要ではないか。

現状・問題点

特定事業者による自主回収を促進するために、容器包装リサイクル法（以下「法」という。）第18条において、事業者の自主回収の認定に係る規定があるが、認定の要件としておおむね90%（運用上は80%まで緩和）という厳しい回収率が定められていることから、これを緩和することにより、柔軟な運用とすべきではないかという要望がある（資料4の6）。

対応の方向

特定事業者による自主回収を促進するため、法第18条に規定する自主回収認定に係る要件（現行おおむね90%）について、段階的な達成についても認定する等、柔軟な運用を行うことが有効ではないか。

容器包装リサイクル法

（自主回収の認定）

第十八条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。

2・3 （略）

容器包装リサイクル法施行規則

（自主回収率）

第二十条 法第十八条第一項の主務省令で定める回収率は、おおむね百分の九十とする。

検討課題

「柔軟な運用」の具体的な内容について、どう考えるか。